宇部市個人情報保護条例の一部改正について(宇部市個人情報保護対策審議会資料)

1 改正の背景

- ○個人情報保護制度については、地方が先行して条例を制定したため(国の法整備の方が後発)、同じ個人情報保護制度の中でも、国と地方、地方と地方の間で、個人情報の定義、個人情報の取扱いなど異なる場面がある。
- ○しかしながら、国と地方、地方と地方の間で差異があれば、特に個人情報を活用する場面において、支障が生じる。
- ○国においては、このたび、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法を改正した。個人情報の保護を図りつつも、個人情報を有効活用するため、地方においては国に合わせた条例改正を行ってほしい。

2 国の求める条例改正の内容

- ○個人情報の定義の明確化等(個人情報の定義の明確化、他の情報との照合、死者に関する情報)
- ○要配慮個人情報の取扱い(要配慮個人情報の定義、個人情報ファイル簿等への記載、要配慮個人情報の収集制限)
- ○非識別加工情報の仕組みの導入→今回の導入は見送り
- ○罰則について→既に対応済
- ○オンライン結合制限の解除

3 本市の条例改正案

(1) 個人情報の定義

(2) 要配慮個人情報の定義

現 行	改 正 案	説明
現 行 (規定なし)	改正案 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報 ※要配慮個人情報として、次のとおり市規則で定める予定です。 ○身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等、心身の機能の障害があること。 ○健康診断等の結果 ○健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 ○本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。 ○本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続	国の通知どおりの改正(条項の追加)を考えていま
	きが行われたこと。	

(3) 保有の制限

現 行	改正案	説明
実施機関は、思想、信条、宗教、人種、犯罪その他 基本的人権を侵害するおそれのある事項を保有し てはならない。	い。ただし、次のいずれかに該当するときは、この 限りでない。 ○法令に定めがあるとき。	法においては、要配慮個人情報の収集制限は規定されておらず、原則として、地方にも同様の取扱いを求めていますが、一方で、地域の特性に応じた判断の余地も認められています。 そのため、本市においては、個人情報の保護に重きを置く観点から、左記改正案のとおり「原則として禁止、例外事項に該当する場合のみ許可」としたいと考えています。

(4) オンライン結合制限

現行	改 正 案	説明
実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するに当たっては、国、他の地方公共団体その他の団体との通信回線を利用する結合を行ってはならない。ただし、市民の福祉の向上又は公益のためその必要があり、かつ、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。	(改正なし)	IT の活用により行政サービスの向上や行政運営の 効率化が図られていることから、法においてはオン ライン結合を禁止しておらず、地方にも同様の取扱 いを求めていますが、一方で、地方に判断の余地も 認めています。 そのため、本市においては、個人情報の保護に重き を置く観点から条例改正を行わず、引き続き「原則 として禁止、例外事項に該当する場合のみ許可」と したいと考えています。